

**平成 19 年度違法伐採総合対策事業の実施概要**

第 4 回違法伐採総合対策推進協議会提出資料

平成 20 年 3 月 21 日

**1 合法木材供給体制の概況と事業概要****(合法木材供給体制の現状)**

18 年度から木材業界が取り組んでいる合法木材供給の取組は、3 月 10 日現在 133 の認定団体が約 7,000 の事業体を合法木材供給事業者として認定しており(別添 1 参照)、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況になっている。最近公表された政府調達(別添 2 参照)の概要によると、政府調達窓口などへの PR・普及活動の重要な課題となっていること、供給側も迅速円滑な対応が必ずしもできていないことが明らかになっている。

**(19 年度事業の位置づけ)**

2 年目を迎えた 19 年度違法伐採総合対策推進事業は、業界団体認定による供給システムの体制作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ることとした。また、20 年 6 月の北海道洞爺湖サミットでは違法伐採問題が取り上げられる見通しにあることから、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る各国の取組状況を調査し、証明方法(ガイドライン)のあり方について検討を深めることとした。

**2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業**

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および各県で実施している地域材(県産材)認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行った。県産材認定と合法木材供給体制が連携した事例が増えているが、調達サイドで発注元の指示の不徹底などの問題が指摘された。

**(別添 3)**

海外事例調査として、18 年度の国際セミナー 2007 の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集することとし、ロシア(東シベリア地区)、中国、インドネシア、マレーシアで調査を行った。インドネシア・マレーシアの既存の合法性証明の評価や次のステップへの動きを明らかにすると共に、課題の大きなロシア・中国については今後の取組の可能性を明らかにした。なお、ロシアでは調査の過程でガイドライン普及のための小セミナーを実施した。(別添 4)

### 3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

18年度の供給側アンケート調査を踏まえ、本年度は需要者側に対して調査を行うこととし、全国の政府調達窓口にするアンケート調査を行った。全国1300を超す政府調達窓口への調査票の送付自体が合法木材調達のPRの意義を持つものであるが、結果は今後の普及活動の重要性を示唆するものであった。事業体調査・追跡調査の事例などは現在とりまとめ中である。(別添5)

### 4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

#### (国内供給者への普及啓発)

国内の供給者に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施し、4,100名を超える事業者研修に参加した。(別添6参照)

#### (需要者調達側への普及啓発)

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品事例紹介ホームページを作成、合法木材普及ポスターの作成通して、合法木材製品の普及を図った。(別添6参照)

#### (国際セミナーの開催)

産地国の供給サイドに対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京の「合法木材(Goho-wood)は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood認証システムのネットワークを作ろう」の呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作るため、信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとした「違法伐採対策推進国際セミナー2007in 横浜」を開催した。(別添6参照)